

公 告 第 2 4 1 号
令和 8 年 3 月 3 1 日

被 保 険 者 各 位

三 越 伊 勢 丹 健 康 保 険 組 合
理 事 長 嘉 納 亜 紀 子
(公 印 省 略)

諸 規 程 の 廃 止 に つ い て

このたび、下記の規程を廃止することにいたしましたので、公告いたします。

記

1. 「被保険者証管理規程」を、令和7年12月2日に廃止する。

以上

三越伊勢丹健康保険組合被保険者証管理規程

(目的)

第1条 この規程は、三越伊勢丹健康保険組合における健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）の管理についての基準を定め被保険者証の適正な管理を図ることを目的とする。

(保管責任者)

第2条 被保険者証の保管責任者は常務理事とする。

(保管方法)

第3条 被保険者証は鍵のかかる書庫等に納め厳重に保管するものとする。

(受入れ及び払い出し)

第4条 被保険者証を受入れたとき、又は交付したときは、その年月日及び数量を受払簿へ記録し、その取扱いを明確にするものとする。

(受払簿の様式)

第5条 被保険者証の受払簿の様式は別紙のとおりとする。

(無効証及び廃棄処分)

第6条 健康保険被保険者資格喪失等の事由により返納された被保険者証又は書損となった被保険者証等は第一面に無効表示を行った後、廃棄するものとする。

2 被保険者証の廃棄は、常務理事の決済を経て処分するものとする。

(再交付手数料の徴収)

第7条 被保険者証を再交付する場合は、これに要する費用として、再交付1件につき、

1, 000円を被保険者より徴収する。

2 被保険者は、前項に定める費用について、事業所を通じて納付するものとする。ただし、任意継続被保険者については組合の指定する金融機関口座に納付するものとする。

3 組合は、き損や汚損等被保険者証が添付されている場合、その他再交付手数料を徴収することが不相当と判断した場合は再交付手数料を徴収しないことができる。その判断は常務理事の決裁による。

(規程の変更)

第8条 この規程に定めのない事項、及びこの規程の変更は理事会の議決によらなければならない。

附 則 本規程は、昭和59年2月13日から施行する。

この規程の変更は、平成22年4月1日から施行する。

この規程の変更は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年12月2日に廃止する。